

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務審査料金規則

(目的)

第1条 この規則は、別に定める「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程」(以下「規程」という。)に基づき一般財団法人ベターリビング(以下「財団」という。)が実施する低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務に係る審査料金(以下「審査料金」という。)について、必要な事項を定める。

(審査料金)

第2条 規程第12条に規定する住宅の技術的審査料金(消費税を含まず。以下、同じ。)は、別表1、住宅以外の建築物の技術的審査料金は、別表2に掲げるとおりとする。

2 当財団で定める評価業務規程第7条第1項に定める設計住宅性能評価の申請又は長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程第5条1項の技術的審査依頼と併せて、技術的審査の依頼がある場合の住宅の技術的審査料金は、別表3に掲げるとおりとする。

(審査料金の納入)

第4条 依頼者は、審査料金を銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は依頼者の負担とする。

(審査料金を減額するための要件)

第5条 審査料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 技術的審査依頼とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
- (2) 標準設計を用いた複数の住宅に係る技術的審査依頼が、一定期間内に見込めるときで、技術的審査が効率的に実施できると財団が判断したとき。
- (3) あらかじめ財団が定める日又は期間内に技術的審査依頼を行ったとき。
- (4) あらかじめ財団が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。

(審査料金を増額するための要件)

第6条 審査料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 別表1又は別表2に定める審査料金に含まれない業務を実施しなければ、審査が行えないと財団が判断したとき。

(審査料金の返還)

第7条 納入した審査料金は、返還しない。ただし、財団の責に帰すべき事由により審査の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(附則) この規則は平成24年12月4日より施行する。

第2条第2項の規定は、設計住宅性能評価の評価方法基準又は長期優良住宅の認定基準において、エネルギーの使用の合理化に関する法律の適用が本技術的審査と同様となってから適用するものとする。

(附則) この規則は平成25年4月1日より施行する。

別表 1 住宅の技術的審査料金

(1)一戸建て住宅の技術的審査料金

(単位：円)

料金
40,000

・ 200 m²を超える場合、¥11,000-を加算する。

(2)共同住宅等の技術的審査料金

下表のNo.1 からNo.3 の合計の金額とする。住宅以外の用途が含まれる場合は別表 2 の料金を加算する。

(単位：円)

No.	料金項目	料金
1	基本料金	500×住戸数
2	住戸部分の審査料金	30,000×P
3	共用部分の審査料金	100,000

住戸数：評価対象の住戸数

P：評価を行うためのプラン、まとまり等の数

別表 2 住宅以外の建築物の技術的審査料金

(単位：円)

料金
規模、用途、計画される設備に応じてその都度見積りとする。

別表 3

(1)一戸建て住宅の技術的審査料金（設計住宅性能評価申請又は長期優良住宅の技術的審査依頼と同時に依頼する場合）

(単位：円)

料金
16,000

(2)共同住宅等の技術的審査料金（設計住宅性能評価申請又は長期優良住宅の技術的審査依頼と同時に依頼する場合）

（単位：円）

No.	料金項目	料金
1	基本料金	500×住戸数
2	住戸部分の審査料金	12,000×P
3	共用部分の審査料金	100,000

住戸数：評価対象の住戸数

P：評価を行うためのプラン、まとまり等の数